

# = 農業委員会の業務 =

農業委員会では、主に下記のような業務にたずさわっています。ご不明な点や詳細については事務局(電話62-2868)まで、お気軽にお問い合わせください。

## 1 農地法関連業務について

[農地移動の申請には、目的により添付書類が必要となりますので、事前にご相談ください。]

### 1 農地の売買、贈与、貸付等の許可(農地法第3条)

- ① 農地を売りたい(買いたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたくてまずは、農業委員会へご相談ください！
- ② 農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。
- ③ 農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。



〇〇さんが、  
うちの畑を借  
りて野菜をつ  
くりたいって  
言うんだけ  
ど・・・。



### 2 農地の転用(4・5条)

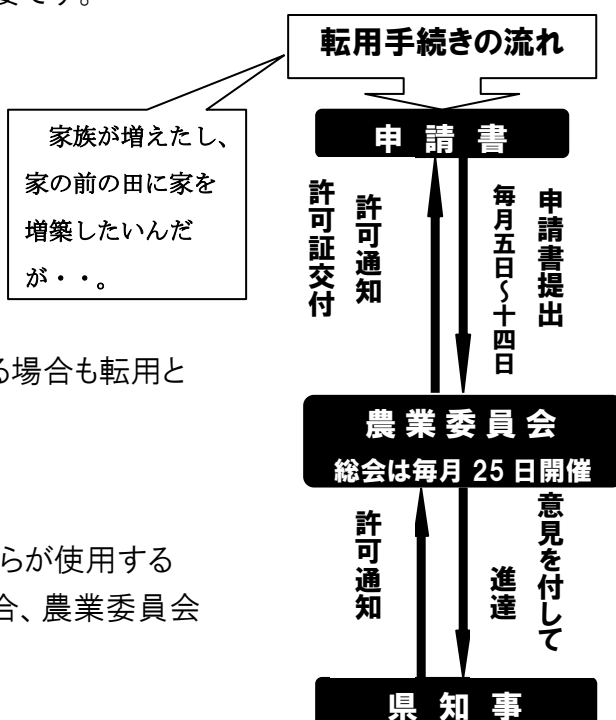
農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更する場合は、知事の「許可」が必要です。

#### 【農地転用の方法】

- ① 農地法第4条の農地転用  
自分名義の農地を転用するとき
- ② 農地法第5条の農地転用  
他人名義の農地を買い受け又は借り受けて転用するとき
- ③ 一時的な農地転用  
一時的な資材置場などとして利用する場合も転用となり、「許可」が必要です。

#### ※ 農地転用の例外

200㎡未満の自己所有地の農地に、自らが使用する農業用施設(農作業場等)に転用する場合、農業委員会に「届出」が必要です。



### 3 農地改良の届出

耕作不便な農地を埋め立てなどして優良な農地に改善する場合、「農地改良」の届出が必要です。

※農地改良とは、転用と違い耕作目的であることから、単に残土処分を行うためのものではありません。

### 4 許可を受ける必要のない権利取得の届出制度

相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農地のある市町村の農業委員会にその旨を届け出なければなりません。

農業委員会は、ご希望により、地元の農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

### 5 農地賃貸借解約(法第 18 条第 6 項)

賃貸借契約の締結をしている物件について、合意による解約をした場合 30 日以内に農業委員会に届出が必要です。

### 6 農地賃借料情報(法第 52 条)

農業委員会は、地域ごとにおける借賃の動向(平均額等)の収集・提供を行います。  
【別紙資料参照】大江町農地賃借料情報

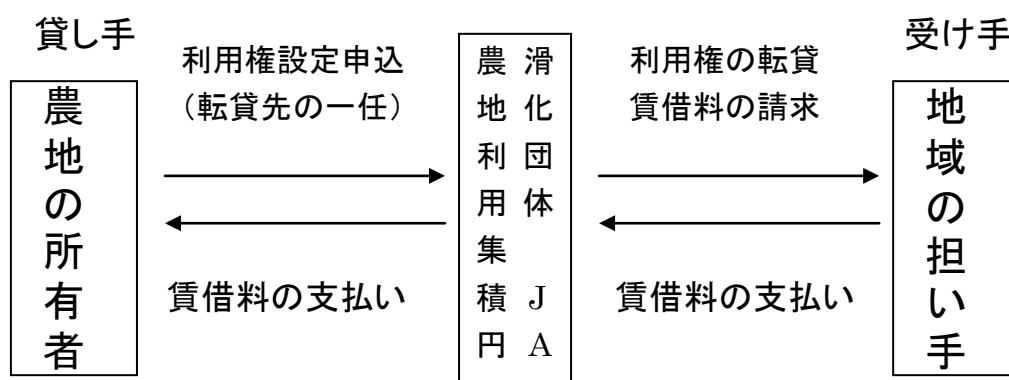
## 2 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の面的集積の促進について(連携)

### 1 農地利用集積円滑化事業

平成 21 年の 12 月に改正された農業経営基盤強化促進法によって、農地を面的にまとめることにより、効率的に利用できるようにするために、農地利用集積円滑化事業が創設されました。

これは、町の承認を受けた農地利用集積円滑化団体の農業協同組合が、農地の所有者の委任を受け、代理して農地の貸し付け等を行うものです。

貸し付け等の実施にあたっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の仕組みを活用します。



## 2 大江町農用地流動化奨励補助事業

この要綱は、農用地の利用集積、担い手農家の育成・確保、荒廃農地の防止等地域農業の確立を図るため、構造政策を推進することを目的に設置しました。

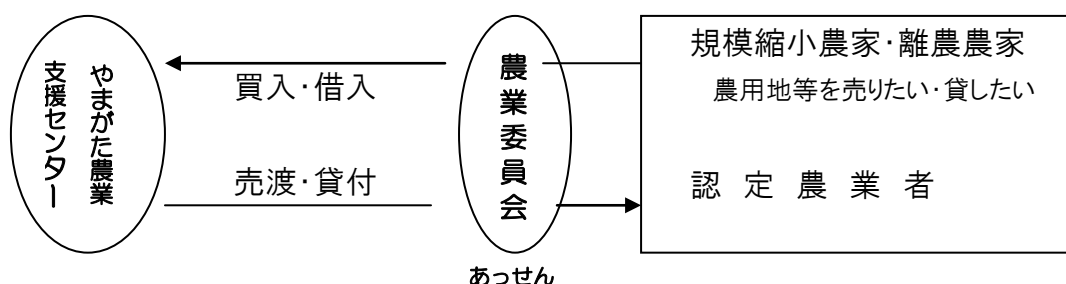
この事業は、農用地利用集積計画により、所有権の移転並びに利用権の設定による農地の利用集積を行った場合に、出し手農家及び受け手農家に対し、農地流動化奨励補助金を交付するものです。

補助金の交付要件については、当該事業実施要綱によりますが、利用権の設定期間については、新規及び再設定とも6年以上となっています。

## 3 農地保有合理化事業について

### 1 農地売買等事業

農用地を売りたいまたは貸したい方から「財団法人やまがた農業支援センター」が買入れまたは借入れし、規模拡大したい認定農業者等に売渡または貸付ける事業です。



#### 【この制度の特典】

- ・売買の場合 税制上の特例措置が適用になります。
- ・貸借の場合 3年～10年分の賃借料の前払いを受けられます。  
借りている期間(最長10年)は、一定の賃借料を毎年度山形農業支援センターに納めるだけで、安心して耕作できます。

## 4 農作業賃金・機械利用料金標準表について

農作業賃金・機械利用料金については、毎年「農作業賃金策定協議会」で協議し、農作業賃金等の標準を定めています。【別紙資料参照】

## 5 農業者年金について

### 1 農業従事者なら誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方であれば誰でも加入できます。

### 2 積立方式で安定した財政運営

年金は、自らが積み立てる方式なので長期に安定した制度です。

### 3 保険料の手厚い国庫助成

認定農業者など要件を備えた担い手に対し、保険料の国庫助成があります。

### 4 保険料の額は自由選択

月2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に設定でき、経営状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

### 5 税制面でも大きな優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

### 6 80歳までの保証がついた終身年金

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を「死亡一時金」として遺族が受け取れます。

## 大江町農業委員会

〒 990-1101

大江町大字左沢882-1

電話 62-2868

メール [nougyou@town.oe.yamagata.jp](mailto:nougyou@town.oe.yamagata.jp)